

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成23年2月3日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 公俊
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【事務連絡者氏名】	阿部 一 連絡場所 東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号
【電話番号】	03 - 5469 - 3587
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田アメリカ株式ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年9月15日付をもって提出した有価証券届出書(平成23年1月20日をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、関係事項を以下の通り訂正するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。
__の部分は訂正部分を示します。

平成23年4月1日より、当ファンドが主要投資対象とする明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく投資信託約款の変更を行う予定です。これに伴い、当ファンドについても所要の変更を行う予定です。

第一部【証券情報】

(12)その他

<訂正前>

(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<訂正後>

(略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託約款の変更について

明治安田アメリカ株式マザーファンドについて、平成23年4月1日より、自社による運用を行う予定です。

平成23年4月1日より、当ファンドが主要投資対象とする明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用とすべく投資信託約款の変更を行うものです。これに伴い、当ファンドについても異議申立の手続を行う予定です。

平成23年2月4日から平成23年3月7日までに、異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、平成23年2月4日現在の当該ファンドに係る受益権の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り信託約款の変更を平成23年4月1日より適用いたします。

また、このたびのマザーファンドの重大な約款変更につきましては、マザーファンドを主要投資対象とする他のベビーファンドにおいても同様の手続を行っております。

そのためマザーファンドの重大な信託約款の変更につきましては、各ベビーファンドにおける反対のあった受益権口数をマザーファンドにおける実質的な受益権口数に換算し、その合計が2分の1を超えた場合には、信託約款の変更が中止されます。

この場合、信託約款の変更を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ電子公告開始日現在における知られたる受益者の方に書面でお知らせいたします。

なお、信託約款の変更の決定（平成23年3月8日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。（以下同じ。）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的および基本的性格

<訂正前>

(略)

ファンドの特色

(略)

UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクに運用指図に関する権限の一部を委託します。

外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

(略)

<訂正後>

(略)

ファンドの特色

(略)

UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクに運用指図に関する権限の一部を委託します。

明治安田アメリカ株式マザーファンドについて、平成23年4月1日より、UBSアメリカズとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用を行う予定です。
詳しくは「第一部 証券情報（12）その他」をご覧ください。（以下同じ。）

外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

(略)

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(略)

平成22年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継

「安田アメリカ株式ファンド」から「明治安田アメリカ株式ファンド」へファンド名変更

「安田アメリカ株マザーファンド」から「明治安田アメリカ株式マザーファンド」へファンド名変更

<訂正後>

(略)

平成22年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継

「安田アメリカ株式ファンド」から「明治安田アメリカ株式ファンド」へファンド名変更

「安田アメリカ株マザーファンド」から「明治安田アメリカ株式マザーファンド」へファンド名変更

平成23年4月1日 マザーファンドに関し、UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除（予定）（以下同じ）

(3) ファンドの仕組み

< 訂正前 >

(略)

委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要

(略)

4 . 投資顧問会社 : UBS グローバル・アセット・マネジメント (アメリカズ) インク
(「UBSアメリカズ」といいます。)

マザーファンドの運用の指図に関する投資判断、発注等を行います。

(略)

3 投資顧問契約 (委託会社と投資顧問会社との契約)

運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。

委託会社等の概況

(略)

<訂正後>

(略)

委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要

(略)

4. 投資顧問会社：UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インコー（「UBSアメリカズ」といいます。）

マザーファンドの運用の指図に関する投資判断、発注等を行います。

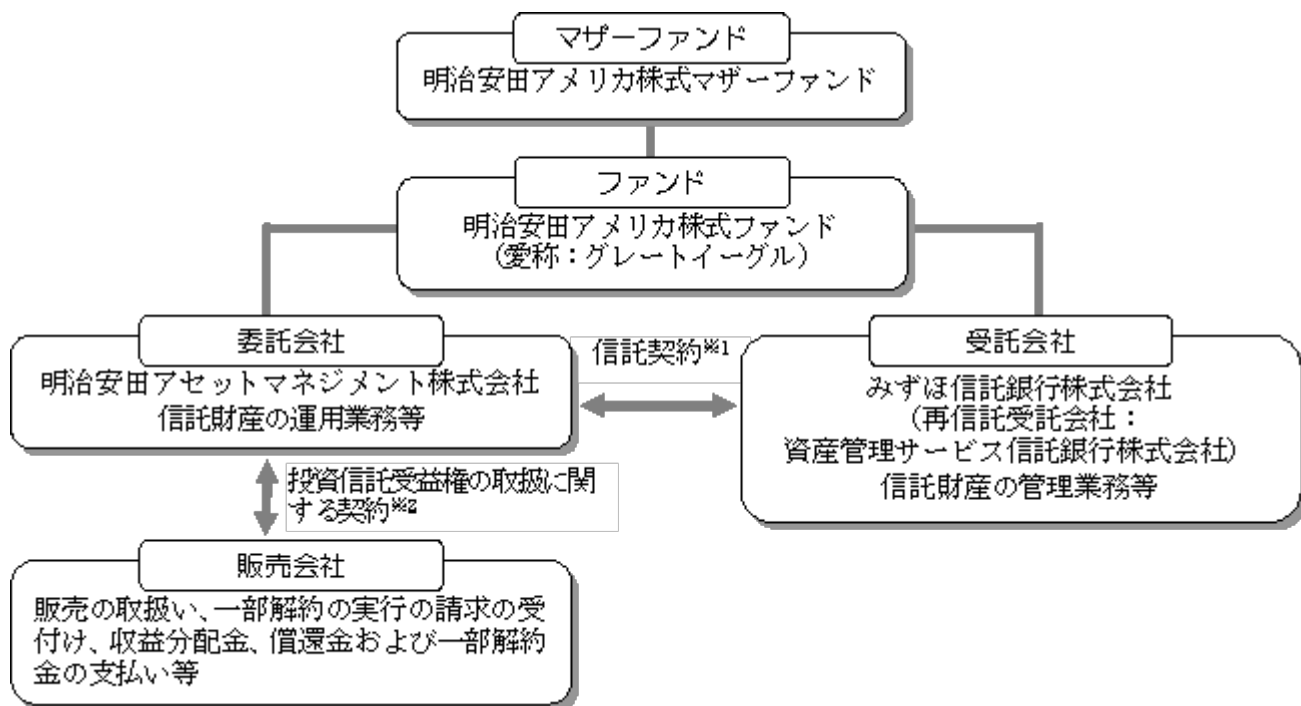
明治安田アメリカ株式マザーファンドについて、平成23年4月1日より、UBSアメリカズとの運用の指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用を行う予定です。

(略)

3 投資顧問契約（委託会社と投資顧問会社との契約）

運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。

以下に記載の内容は、平成23年4月1日に予定している信託約款変更の適用後の内容を示しております。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において、「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

(略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

マザーファンドの投資方針 (略)

2. 運用方法 (略)

投資態度 (略)

2) 運用指図に関する権限は、UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インク

（以下「UBSアメリカズ」といいます。）に委託します。

3) UBSアメリカズが独自に開発したS&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。

(略)

3. 運用プロセス

(略)

1) UBSアメリカズの株式ランキングシステムは、次の2つの過程により個々の銘柄についてスコアリングを行い、ランキングします。この情報をもとにした計量分析によって、ポートフォリオを構築します。

(略)

2) UBSアメリカズでは、ファクターのウエイトの見直しを月に一回行い、マーケット環境に適合した運用を行います。

3) 個別銘柄ならびに各セクターのウエイトは、S&P500種株価指数のウエイトから大きく逸脱させることのないように設定し、トラッキングエラーの発生を低位に抑制します。

<訂正後>

マザーファンドの投資方針 (略)

2. 運用方法 (略)

投資態度 (略)

2) 運用指図に関する権限は、UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インク

（以下「UBSアメリカズ」といいます。）に委託します。

3) UBSアメリカズが独自に開発したS&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。

平成23年4月1日より、UBSアメリカズとの運用の指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用を行う予定です。

(略)

3. 運用プロセス

(略)

1) UBSアメリカズーの株式ランキングシステムは、次の2つの過程により個々の銘柄についてスコアリングを行い、ランキングします。この情報をもとにした計量分析によって、ポートフォリオを構築します。

(略)

2) UBSアメリカズーでは、ファクターのウエイトの見直しを月に一回行い、マーケット環境に適合した運用を行います。

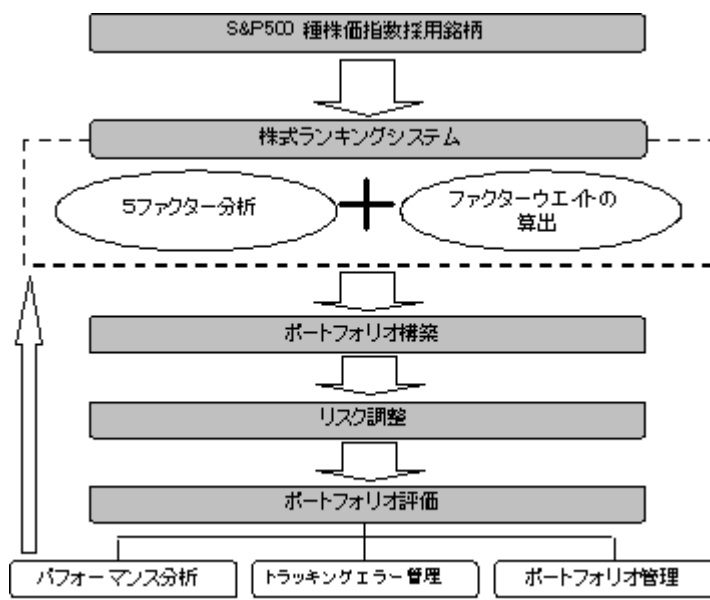
平成23年4月1日より、UBSアメリカズとの運用の指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用を行う予定です。

3) 個別銘柄ならびに各セクターのウエイトは、S&P500種株価指数のウエイトから大きく逸脱させることのないように設定し、トラッキングエラーの発生を低位に抑制します。

以下に記載の内容は、平成23年4月1日に予定している信託約款変更の適用後の内容を示しております。

銘柄の選定にあたっては、S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法（「株式ランキングシステム」）を用い、ポートフォリオを構築します。

<運用プロセスのイメージ図>



1) 株式ランキングシステムは、次の2つの過程により個々の銘柄についてスコアリングを行い、ランキングします。この情報をもとにした計量分析によって、ポートフォリオを構築します。

1. 多数のファクターの中からモデルに採用されたファクターに対し、S&P500種株価指数に採用されている銘柄のランキングを作成する。採用ファクターは適宜見直しを行う。（本書提出日現在採用されているファクターは、バリュウ関連、成長性関連、収益性関連、安定性関連、効率性関連の5つ。）

2. ファクター間の組合せウエイトを統計学的手法によって算出する。

2) ファクターのウエイトの見直しを月に一回行い、マーケット環境に適合した運用を行います。

3) 個別銘柄ならびに各セクターのウエイトは、S&P500種株価指数のウエイトから大きく逸脱させることのないように設定し、トラッキングエラーの発生を低位に抑制します。

（３）運用体制

<訂正前>

１．運用体制

（略）

当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

（略）

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

２．内部管理体制

（略）

<訂正後>

１．運用体制

（略）

当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

（略）

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

以下に記載の内容は、平成23年4月1日に予定している信託約款変更の適用後の内容を示しております。

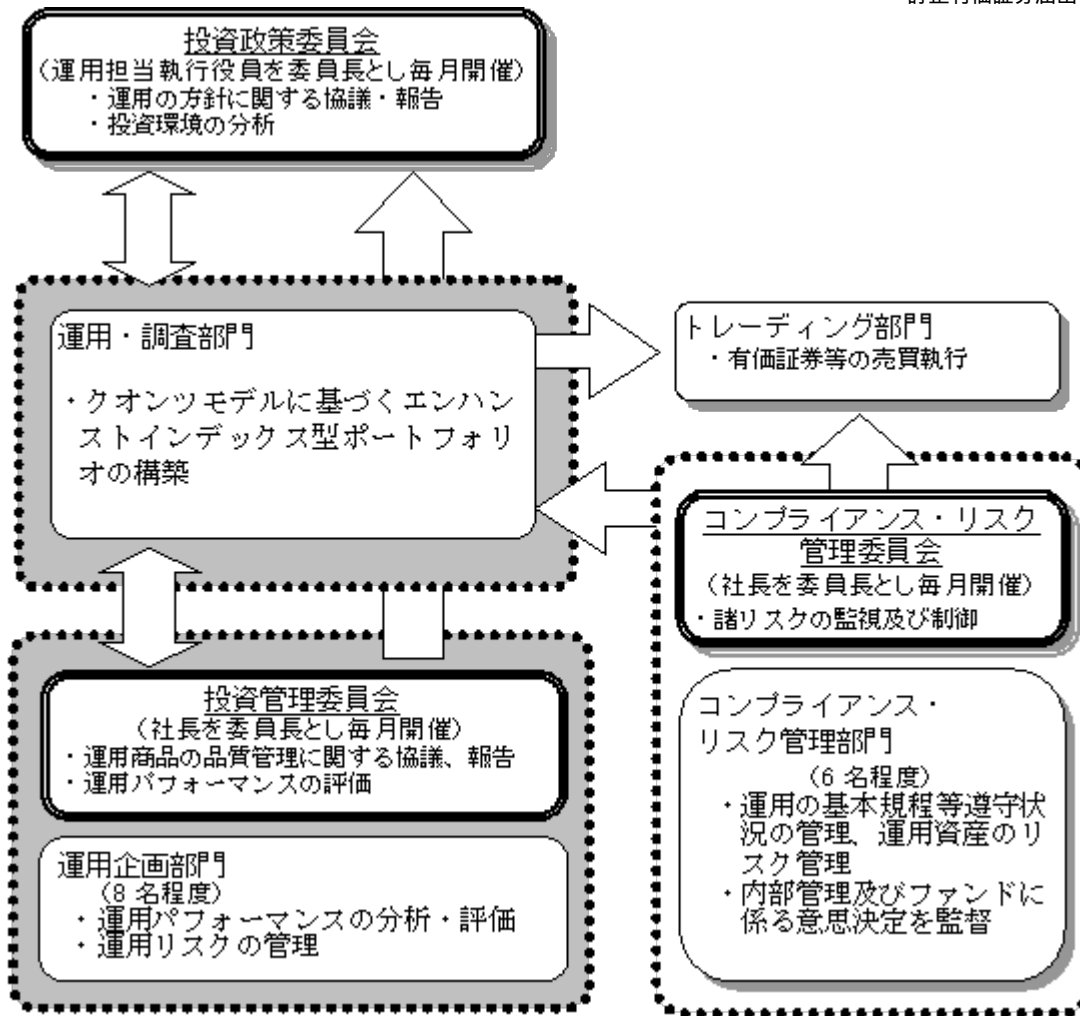
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2. 内部管理体制

(略)

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

< 訂正前 >

(略)

委託会社の報酬にはUBSアメリカズへの投資顧問報酬が含まれ、その投資顧問報酬額は当ファンドに係るマザーファンドの純資産総額に対し、年0.2%の率を乗じて得た額とします。

< 訂正後 >

(略)

委託会社の報酬にはUBSアメリカズへの投資顧問報酬が含まれ、その投資顧問報酬額は当ファンドに係るマザーファンドの純資産総額に対し、年0.2%の率を乗じて得た額とします。

平成23年4月1日より、UBSアメリカズとの運用の指図に関する権限の委託契約を解除する予定です。これに伴い、投資顧問会社への投資顧問報酬がなくなる予定です。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

(略)

(3) 投資顧問会社

名称 UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インク

(略)

事業の内容 米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2 関係業務の概要

(略)

(3) 投資顧問会社

委託会社に対し、ファンド資産の運用に係る、投資一任業務を行います。

< 訂正後 >

(略)

(3) 投資顧問会社一

名称 UBS グローバル・アセット・マネジメント（アメリカズ）インク

(略)

事業の内容 米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

平成23年4月1日より、UBSアメリカズとの運用の指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用を行う予定です。

2 関係業務の概要

(略)

(3) 投資顧問会社一

委託会社に対し、ファンド資産の運用に係る、投資一任業務を行います。

平成23年4月1日より、UBSアメリカズとの運用の指図に関する権限の委託契約を解除し、自社による運用を行う予定です。